

不在者投票制度（請求から投票まで）について

1 投票用紙等の請求

「不在者投票宣誓書兼請求書」に、本人又は代理の方が必要事項を**自筆でご記入**（パソコン等での作成は不可）のうえ、下記の宛先まで郵送されるか、直接ご持参ください。また、署名用電子証明書付きのマイナンバーカードなどをお持ちの方は、電子申請も可能です。FAXやEメール送信による受付はできません。

【請求書の書き方】

- (1)「投票用紙等の送付先」は、方書・施設名称などを確認し、**郵便物が必ず届くように記入してください。**
 - (2) ご記入いただいた内容について問い合わせることがありますので、**確実に連絡のとれる電話番号を記入してください。**
 - (3)「請求書」に不備がある場合等は、投票用紙の送付をお断りさせていただくことがありますのでご注意ください。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の関係により、不在者投票を行う場合は、「不在者投票事由」について「6 天候・天災等」を選択してください。**なお、自宅では投票できません。**

2 投票用紙等の受け取り及び投票

- 投票用紙等は公告示日以降にレターパックプラスでお送りします。
- お受け取りになりましたら、**必ず案内文の内容をご確認ください。**
- 開封厳禁と書かれているビニール封筒は、**絶対に開封しないでください。**
- 送られたもの一式をお持ちになり、滞在先の選挙管理委員会にて、不在者投票期間中に投票をしてください。
- **投票用紙は必ず滞在先の選挙管理委員会が指定する場所でご記入ください。**それ以外の場所で記入された投票用紙は無効となります。
- 不在者投票ができる場所、期間、時間等については、滞在先の選挙管理委員会にお問い合わせください。
- 投票済みの投票用紙は滞在先の選挙管理委員会から直接、板橋区選挙管理委員会へ郵送された後、板橋区の投票所へ送致されます。

3 ご注意とお願い

郵送された投票用紙等を紛失・汚損などされても、再発行はできません。

地域によっては、到着までに数日を要する場合がありますので、郵送の日数を考慮し、**投票の手続きはお早めにお済ませください。**

問合せ先・送付先

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号（板橋区役所 北館7階）
板橋区選挙管理委員会 電話 03-3579-2681